

横福字第 302 号

令和 7 年（2025 年）11 月 12 日

保育所・認定こども園 施設長様

横須賀市子育て支援課長

教育・保育単価加算における 1 歳児の区分新設について（通知）

令和 7 年 4 月から新設された「1 歳児配置改善加算」を算定する施設について「教育・保育単価加算（1 歳児）」における区分を新設しましたので、各施設におかれましては、ご承知おきくださるようお願いします。

1 経緯・概要

横須賀市では、1 歳児に係る保育士等の国配置基準 6 : 1 を市独自基準により 4.5 : 1 に引き上げ、相当の人件費を「教育・保育単価加算（以下「市加算」という）」により、お支払いしています。

今般、国の公定価格において「1 歳児配置改善加算（以下「国加算」という）」が新設され、配置要件として 1 歳児に係る保育士等の配置基準 5 : 1 が設定されました。

国加算の要件よりも、市の配置基準が上回っていることを考慮し、当該部分について、「市加算」として **1 歳児一人当たり月額 6,680 円※**お支払いすることとしました。

※日割り額 267 円

各施設におかれましては、「1 歳児配置改善加算」を積極的に算定いただきますようお願いします。

2 対象施設

保育所、認定こども園

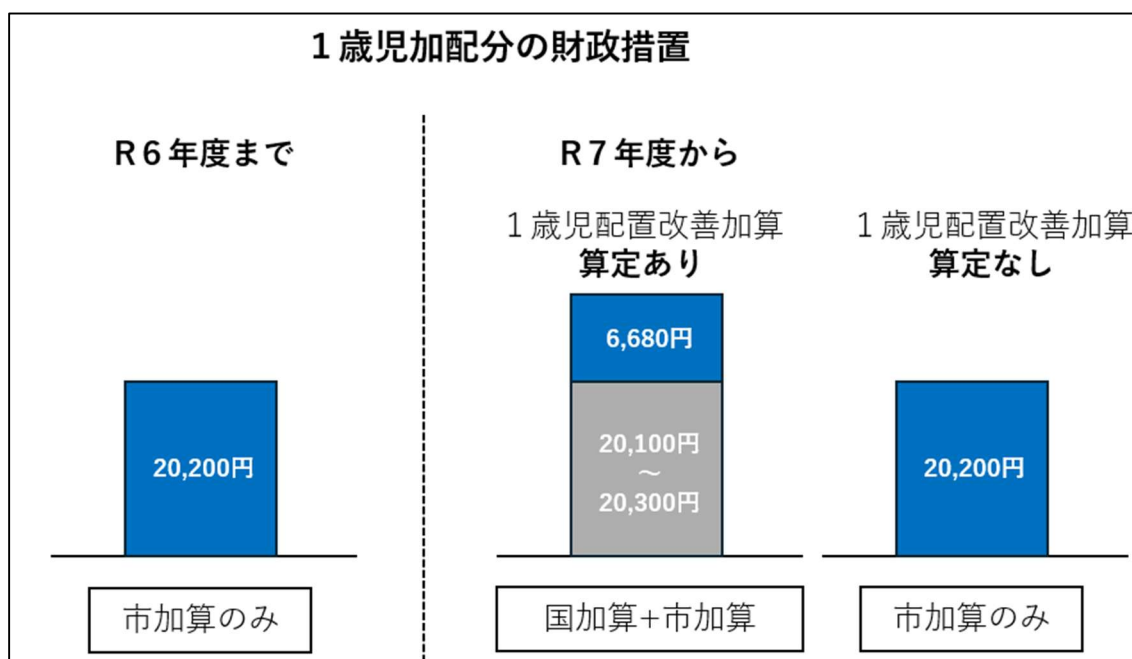
3 申請方法

国の1歳児配置改善加算の申請を以って適用（12月受付開始）

4 適用時期

令和7年4月から遡って適用

【参考】イメージ図



事務担当 子育て支援課 加藤、水野、諸我

電話 046-822-8224